



## その入力画面、海外サイトの広告かも！

### 【事例】

インターネットで映画館の会員登録をしようと思い、案内チラシの2次元コードを読み込んだ。画面に大きく表示された緑色の「スタート」ボタンを押すと登録画面が出てきたので、クレジットカード情報などを入力した。すると月額 7500 円かかると表示された。いつのまにか海外の動画配信サイトで、毎月定額課金されるサブスクリプション契約をしたことになっていた。解約方法が分からない。

### 【アドバイス】

「スタート」「OK」「開く」「始める」などのボタンが海外事業者の広告だと気づかず、海外サイトの契約画面に誘導され、意図せず契約してしまったという相談が寄せられています。これらのボタンは、インターネットでの会員登録、支払い手続き、アプリのダウンロードなど、いろいろな場面で表示されることがあるので注意が必要です。

#### ▼「スタート」などのボタンを押す前に、周りの表示をよく確認しましょう。

広告の場合は、小さく事業者名が書かれていたり、周りに小さく「×」が表示されていたりすることがあります。

#### ▼個人情報を入力する前に、当初利用しようとしたサイトの画面か確認しましょう。

事業者名やサービス名が同じか、画面に不審な点はないか、まったく関係のないURLになっていないかなど、新たに開いた画面をよく確認しましょう。

#### ▼手続き後はメールを確認しましょう。

海外サイトから登録完了メールが届き、違うサイトで契約してしまったことに気づくケースがあります。

#### ▼クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。

契約した認識がなく、クレジットカードの請求で気づくケースもあります。覚えのない請求があった場合は、すぐにクレジットカード会社に相談しましょう。

お試し期間として数日間は無料で解約できる契約もあります。事業者が特定できる場合は、すぐに契約の意思がないことを申し出る必要があります。早めに消費生活センターに相談してください。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）